



平成28年3月15日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市自治推進委員会  
会長 昇 秀 樹

日進市自治基本条例に規定する委任条例について(答申)

平成27年6月19日付け27日企第291号で諮問のありました、日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)に規定する委任条例の推進状況等の評価及び検証について、下記のとおり答申します。

記

本委員会において、別添「日進市自治基本条例に規定する委任条例の推進状況等の評価及び検証の結果について」のとおり委任条例の推進状況等の評価及び検証を行った結果、いずれも法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていることが認められました。

今後も、委任条例の適正な運用等に努めていただき、日進市自治基本条例の基本理念である「市民主体の自治の精神の共有」を進めることで、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図っていくことを望みます。



日進市自治基本条例に規定する  
委任条例の推進状況等の  
評価及び検証の結果について



平成28年3月15日  
日進市自治推進委員会

## 1 はじめに

平成27年6月19日付けで市長から諮問がありました、日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)に規定する委任条例(以下「委任条例」という。)の推進状況等の評価及び検証について、審議を行いました。

## 2 委任条例の推進状況等の評価及び検証

### (1) 日進市議会基本条例(平成23年日進市条例第1号)

日進市自治基本条例

(市議会の役割と責務)

第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市議会基本条例は、日進市自治基本条例第12条第2項の規定に基づき、市議会の運営及び議員に係る基本事項を定めた条例です。

市議会として、議会広報紙の発行や議会報告会の実施等により、市民への情報提供や市議会への市民参加手続等をとっており、日進市議会基本条例の規定に沿った取組がされています。

今後もこれらの取組を推進していただき、日進市自治基本条例の規定に基づき、日進市議会基本条例の理念を踏まえて、市議会としての役割と責務を果たしていただくことを願います。

### (2) 日進市市民参加及び市民自治活動条例(平成24年日進市条例第2号)

日進市自治基本条例

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。

5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(市民自治活動)

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市市民参加及び市民自治活動条例は、日進市自治基本条例第15条第5項及び第16条第5項の規定に基づき、市民参加及び市民自治活動に関して基本的な事項を定めた条例です。

市政において、市民参加の手段として、附属機関等の設置、ワークショップの開催、パブリックコメント手続の実施、意向調査の実施、説明会等の開催などを行うことで市民の意見の反映に努めており、市民自治活動の支援として、公募提案型協働事業の委託や市民自治活動推進補助金の交付などを行うことで市民の自治活動を推進しています。

これら日進市市民参加及び市民自治活動条例の規定に沿った取組がされていることを踏まえると、同条例第28条の条例の見直し規定においても、この条例は日進市の市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進にふさわしいものであると考えられます。そして、その検証はこれからも日進市自治基本条例とともに本委員会で行う必要があると考えます。

今後も、市政において、市民参加手続による市民の意見の反映や市民自治活動の支援及び協働の推進を図っていただくことを望みます。

( 3 ) 日進市情報公開条例 ( 平成 1 1 年日進市条例第 1 号 )

日進市自治基本条例

( 開かれた市政運営 )

- 第 2 1 条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。
- 2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市情報公開条例は、日進市自治基本条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することを定めた条例です。

情報公開制度に基づき、公開、部分公開、非公開、却下などの運用がされています。

また、全部改正された行政不服審査法 ( 平成 2 6 年法律第 6 8 号 ) の施行に伴う条例改正が行われますが、今後も法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていただくことを望みます。

( 4 ) 日進市個人情報保護条例 ( 平成 2 7 年日進市条例第 1 7 号 )

日進市自治基本条例

( 個人情報の適切な取扱い )

- 第 2 2 条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。
- 2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市個人情報保護条例は、日進市自治基本条例第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた条例です。

個人情報開示請求制度に基づき、開示、一部開示、不開示などの運用がされています。

また、マイナンバー制度により、個人番号をその内容に含む個人情報を新たに特定個人情報として定義し、この特定個人情報に対する厳格な保護措置を講じるために条例の全部改正を行っており、今後も法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていただくことを望みます。

( 5 ) 日進市行政手続条例 ( 平成 9 年日進市条例第 3 2 号 )

日進市自治基本条例

( 適切な行政手続 )

第 2 3 条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)を行わなければなりません。

2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市行政手続条例は、日進市自治基本条例第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関して共通する事項を定めた条例です。

行政手続法 ( 平成 5 年法律第 8 8 号 ) の一部改正に伴う条例改正が行われますが、今後も法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていただくことを望みます。

( 6 ) 日進市住民投票条例 ( 平成 2 4 年日進市条例第 2 0 号 )

日進市自治基本条例

( 住民投票 )

第 2 6 条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前 3 項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市住民投票条例は、日進市自治基本条例第 2 6 条第 4 項の規定に基づき、住民投票の実施に関して必要な事項を定めた条例です。

現在のところ、対象となる事案はなく、住民投票が実施されたことはありませんが、住民投票も市民が市政に参加する手法の一つであり、対象となる事案が発生した場合には適切に対応する必要があります。

公職選挙法 ( 昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号 ) 等の一部改正により、選挙権を有する者の年齢が引き下げられることに伴い、住民投票の投票資格者の年齢を満 2 0 年以上から満 1 8 年以上に引き下げる条例改正が行われますが、今後も法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていただくことを望みます。

( 7 ) 日進市自治推進委員会条例 ( 平成 1 9 年日進市条例第 3 0 号 )

日進市自治基本条例

( 条例の遵守 )

第 2 7 条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前 2 項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

( 条例の見直し )

第 2 8 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から 5 年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前 2 項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

日進市自治推進委員会条例は、日進市自治基本条例第 2 7 条第 3 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、日進市自治推進委員会の設置及び運営に関する事項を規定した条例です。

日進市自治推進委員会は、日進市自治基本条例の遵守及び見直しに関する事項、日進市自治基本条例に規定する委任条例の制定及び見直し並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項、その他市長が必要と認める事項を、市長の諮問に応じ、調査審議して答申する附属機関であり、今後も本委員会において審議を継続的に行い、参加と協働による市民主体の自治の推進を図っていく必要があります。

### 3 まとめ

日進市自治基本条例が平成 1 9 年 1 0 月 1 日に施行され、委任条例である日進市行政手続条例【平成 9 年 1 0 月 1 日施行】、日進市情報公開条例【平成 1 1 年 1 0 月 1 日施行】、日進市個人情報保護条例【平成 1 1 年 1 0 月 1 日施行、全部改正：平成 2 7 年 1 0 月 5 日施行】、日進市自治推進委員会条例【平成 1 9 年 1 0 月 1 日施行】、日進市議会基本条例【平成 2 3 年 4 月 1 日施行】、日進市市民参加及び市民自治活動条例【平成 2 4 年 1 0 月 1 日施行】、日進市住民投票条例【平成 2 5 年 4 月 1 日施行】



はすべて施行されています。

本委員会において、委任条例の推進状況等の評価及び検証を行った結果、いずれも法令や社会情勢に応じた対応や適正な運用をしていることが認められました。

今後も、委任条例の適正な運用等に努めていただき、日進市自治基本条例の基本理念である「市民主体の自治の精神の共有」を進めることで、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図っていくことを望みます。